

当機構にお支払いただく費用・報酬の見込み  
 ～手続に参加する時点で、お支払い頂く必要はありません。～

**下表の①と②の合計額を、回収金分配時に控除します。**

名目及び金額の見込み	説明
<p><b>手続参加の費用</b>  <b>①届出債権1個の場合10,400円</b>  <b>～届出債権4個の場合13,400円</b>  <b>(いずれも上限額)</b>                      ※請求の対象となる入学試験の数                      ごとに印紙代が1,000円かかります。                      その費用を含んだ金額です。</p>	<p>第1段階目の共通義務確認訴訟から、2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出るまでの費用を、手続に参加する方々に均等にご負担いただくものです。                      手続に参加する方の人数を424名と仮置きし算定しています。これより人数が多くなればお一人当たりの負担は低くなっていきます。                      (費用・報酬規程第3条) (授權契約書第3条(1))                      債権届出の際の印紙代(債権1個につき1,000円)も含まれていますが、その債権が確定した場合は、この印紙代は相手方の負担となります。</p>
<p><b>債権届出より後の手続に関する費用及び報酬</b>                      上記「手続参加の費用」に加え、  <b>②分配額の20%(上限額)</b>を、                      分配時に控除します。(現時点での費用見通しによるものです。)</p>	<p>当機構が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出た後、相手方からの認否が示され、それに対して当機構が意見を述べます。そのうえで、裁判所が債権額の決定を行います。債権額が決定されたのち、その額を東京医大から回収し、当機構が皆さんに分配します。                      これらの手続費用と、当機構の報酬の合計額が「債権届出より後の手続に関する費用及び報酬」となります。(費用・報酬規程第4条) (授權契約書第3条(2))</p>

本件では、東京医大から当機構が回収した金員を、手続に参加した方々に分配する際に、費用・報酬を控除する方法をとります。手続に参加する時点で、お支払いいただく必要はありません。

**ただし、2段階目の結果、分配できる金員がない方でも、上記「手続参加の費用」はお支払い頂くこととなりますので、あらかじめご了承ください。** (授權契約書第3条(1))

なお、異議後の訴訟に至った場合には、別途費用報酬が加算されます。(授權契約書第3条(4))